

No.	質問	回答
1	仕様書「4 業務内容」 「(1) 職員給与実態分析」において、「令和4年度の処遇改善加算申請書(奈良市分を除く。)及びその他関係資料として提出を受けた資料については、県から受託者に貸与する」とありますが、貸与いただける令和4年度の処遇改善加算申請書とは、どのような形式(紙orデータ)で貸与いただけるのでしょうか？	当県から受託者に貸与する資料については、紙形式となります。(保育関係事業所から紙形式による申請書類の提出を受けているためです。) なお、令和4年度の処遇改善加算申請書については、厚さ10センチのチューブファイル5冊程度となります。
2	仕様書「4 業務内容」 「(1) 職員給与実態分析」において、私立施設は「令和4年度の処遇改善加算申請書(奈良市分を除く。)及びその他関係資料として提出を受けた資料については、県から受託者に貸与する」とありますが、貸与いただける処遇改善加算申請書の様式、またはデータのサンプルをお見せいただくことは可能でしょうか？難しい場合、どのような項目があるか教えていただけますでしょうか？	当県のHPに処遇改善加算申請書の様式を掲載しましたのでご確認ください。 https://www.pref.nara.jp/63480.htm
3	仕様書「4 業務内容」 「(1) 職員給与実態分析」において、私立施設は「令和4年度の処遇改善加算申請書(奈良市分を除く。)及びその他関係資料として提出を受けた資料については、県から受託者に貸与する」とありますが、公立施設においてもご提供・貸与いただける資料はございますか？	公立施設については、当県から提供・貸与する資料はございません。
4	仕様書「4 業務内容」 「(1) 職員給与実態分析」において、「令和4年度の処遇改善加算申請書(奈良市分を除く。)及びその他関係資料として提出を受けた資料については、県から受託者に貸与する」とありますが、何施設分の関係資料をご提供・貸与いただける想定でしょうか？	約120施設分となります。
5	仕様書「4 業務内容」 「(1) 職員給与実態分析」において、「給与規定・決算書等の収集・分析」とありますが、給与規定・決算書にて収集を想定されている項目を教えてください。	本委託業務においては、私立施設に勤務する保育士だけでなく、公立施設に勤務する保育士の給与実態についても適切に把握することを目指しています。給与規定・決算書についてはあくまでも例示であるため、必ずしもこれらの情報に拠る必要はないところです。なお、どのような情報を収集し、活用するかについては事業者様から提案があるものと考えております。
6	仕様書「4 業務内容」 「(2) ①保育士アンケート調査の実施」において、「調査は保育関係事業所を通じて行うこと」とありますが、この保育関係事業所とは「(1) 職員給与実態分析」で対象とされている私立施設(約180施設)、公立施設(約120施設)計300施設のことを指しているという認識でよろしいでしょうか？異なる場合は、想定されている保育関係事業所の事業所数を教えてくださいませ。また、対象となる保育関係事業所に所属している保育士の方の数を教えてくださいませ。	ご質問の前段部分については、お見込みのとおりです。なお、保育士の数は約6,000人です。
7	仕様書「4 業務内容」 「(5) 報告書の作成②」において、「制度理解を促進するツールを作成する」とありますが、広報ツール(ポスターやリーフレット等)の作成という認識でよろしいでしょうか？	「制度理解を促進するツール」に係る利用対象者は、保育関係事業所または市町村担当者を想定しています。そのため、一般的な広報資料という位置づけではなく、業務内容の理解をより深めるための資料であることを想定しています。例えば、どのような加算項目があり、どのような要件を満たせばそれらが得られるかといったことを容易に判断できるようなものが考えられます。(あくまでも一例ですので、このことに限る必要はありません。)

No.	質問	回答
8	企画提案説明書「9企画提案書の審査及び結果の発表」「(2) プレゼンテーション」にて「県が指定する日時にプレゼンテーションを行うこと」とありますが、プレゼンテーションはオンライン、オフラインどちらを想定されていますでしょうか？	プレゼンテーションについては、オフラインにより開催することを予定しております。なお、開催場所は、奈良県庁（奈良市登大路町30）を予定しております。
9	●仕様書 4 業務内容（1）（2） 今回の調査における保育関係事業所の範囲をお教えいただけますでしょうか。企業主導型保育施設や認可外施設は対象外でしょうか。	保育関係事業所の範囲は以下のとおりです。 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、特例保育事業所、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）
10	●仕様書 4 業務内容（5） ②に「保育士の処遇改善加算制度の定着・普及を図るため、保育関係事業所及び市町村の実務担当者の制度理解を促進するツールを作成する。」とありますが、このツールの具体的な使用イメージをお教えください。	質問No.7に対する回答をご参照ください。
11	仕様書 2 ページ 「4 業務内容」の「（2）保育士、保育関係事業所アンケート調査」について、保育士向け及び保育関係事業所向けの両アンケートに「昨今の社会情勢を鑑み、時勢を捉えた調査項目」とあるが、「平成25年度に実施した「奈良県保育士実態調査」に準ずる調査項目」以外に、参考にするべき実態調査事業があればご教示ください。	本委託業務における「保育士、保育関係事業所アンケート調査の実施」については、平成25年度に実施した「奈良県保育士実態調査」に準じた形で調査項目を設定することを基本に考えております。ただし、時代の変化の中で新たな制度・仕組み、システム等が導入されてきているほか、個人が重視する価値観についても多様化が進んでいるものと認識しています。そうしたなか、当県としては、調査項目及び選択できる回答項目についても工夫を凝らす必要があるものと考えます。特段、参酌すべき他の実態調査事業についてお示しするものはございませんが、どのような調査項目を設定することが有益であるかについては、事業者様から提案があるものと考えております。
12	仕様書 3 ページ 「4 業務内容」の「（4）有識者検討会の運営」について「③受託者は有識者候補者を提案すること」とあるが、列挙している「学識経験者、保育所関係者、自治体関係者、保育士養成施設関係者」の最低構成人数及び検討会を実施する上での総人数の想定は何名とするべきか。また候補者の所在地の制限（奈良県内のみ。近畿圏のみなど）は、あるか。	ご質問の前段部分については、現時点において最低構成人数及び総人数を設定しておりません。なお、自治体関係者を除く有識者の数は2～5名程度になるものと想定しています。 ご質問の後段部分については、制限はございません。
13	仕様書 4 ページ 「4 業務内容」の「（6）調査日程」のスケジュールにある8月10日期限の中間報告の納品について中間報告の内容は、どのような項目・内容を報告するべきか。	仕様書の4の（5）の③をご参照ください。